

ロデオドライブ補償サービス 補償規定

第1条（加入対象者及び補償対象者）

本制度は個人のみを加入対象者とし、法人及びその他団体は加入対象者にはなり得ません。また、第2条に定める補償対象商品と、別に定めるサービスご加入金をロデオドライブ各店舗（以下当社）で同時に購入／支払した本人を本補償制度における補償対象者とし、補償対象者以外は補償請求の権利を有しません。

第2条（補償対象商品）

補償対象商品は、当社で購入した商品で、当社が認め、かつ当社が指定した対象商品とします。

第3条（補償期間）

補償対象商品が販売され購入者に引き渡された時に始まり、3年後の引渡された日の応当日午後12時までとします。

第4条（本制度の補償内容と補償範囲）

日本国内において、補償期間中に以下に掲載する偶然な事故により、その補償対象商品に直接生じた損害を補償します。

偶然な事故とは、（1）破損（2）火災（3）破裂（4）爆発（5）落雷 （6）水濡れ（7）風災（8）雪災等による外来性のある事故のことをいいます。
--

また、この補償においては、現金での補償金お支払いは行いません。修理や交換等、当該商品を販売した取扱店を通じて以下の方法にて補償を行います

1. 補償限度額

販売日からの期間が1年未満	お買い上げ金額（消費税込）の100%
販売日からの期間が1年以上2年未満	お買い上げ金額（消費税込）の90%
販売日からの期間が2年以上3年未満	お買い上げ金額（消費税込）の80%

※補償限度額は、100万円が上限となります。

※免責金額（自己負担額）は、一律1,000円となります

2. 分損

上記補償限度額内で修理を行う場合は、損害発生直前の状態に復するために要した修繕費を「分損」として補償を行います。

3. 全損

補償限度額を上回った修理や、部品の製造供給停止・製造元の業務停止等の理由により修理が不可能な場合、または火災などにより物理的に滅失した場合は「全損」として補償を行います。

- (1) 全損として補償を行う場合は同一商品と交換させていただきます（同一商品をご用意できない場合は同等品と交換させていただきます）
- (2) 交換品が補償限度額を上回った場合の不足分はお客様のご負担とさせていただきます。
- (3) 交換品が補償限度額を下回った場合は、当該交換品の交換を持って補償終了とさせていただきます。差額分のご返却はいたしません。
- (4) 補償限度額との差額をお客様にご負担いただくことにより修理を行うことも可能です。
- (5) 補償終了後の対象商品に対する権利は当社が代位取得いたします。

第5条（補償対象とならない場合）

次に掲げる損害は補償の対象となりません。

1. メーカーで保証される場合（物的損傷を伴わない性質上の欠陥を含みます）。又はメーカーが契約上・法律上の責任を負うべき損害。
2. 日本国外で生じた損害。
3. 「加入者証」に記載されていない商品の損害。
4. 被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重過失または法令違反によって生じた損害。
5. 補償対象商品の外観の損傷を伴わない損害で、補償対象商品の機能に障害がある場合。ただし、次のいずれかに該当することが補償対象商品の製造業者の修理部門（当該製造業者が指定した修理工場を含みます。）の発行する修理明細書によって確認できる場合はこの限りではありません。
 - (1) 補償対象商品に対する外部からの衝撃により、補償対象商品内部の部品が破損した場合。
 - (2) 補償対象商品のリユーズの誤操作が原因で補償対象商品内部の部品が破損した場合。
6. 火災、落雷、破裂または爆発以外の事故の場合で、補償対象商品を確認できないとき。
7. 補償対象商品の自然の消耗もしくは劣化（補償対象商品の日常使用に伴う摩滅、消耗）または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害。
8. 補償対象商品に対する修理、清掃、分解、組立等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。
9. 補償対象商品に加工を施した場合における加工着手後に生じた損害。
10. 補償対象商品の瑕疵によって生じた損害。
 11. 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害。
 12. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた損害。
 13. 核燃料物質もしくは核燃料物資によって汚染された物の有害な特性に起因する損害
 14. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。

15. 電氣的または機械的の事故によって生じた損害。
16. 詐欺または横領に起因する損害
17. 差押さえ、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この限りではありません。
18. 補償対象商品の置き忘れまたは紛失によって生じた損害。
19. 窃盗、強盗またはこれらの未遂によって補償対象商品について生じた盗取、き損または汚損による損害。
20. 対象商品のうち、下記に該当するもの
 - (1) マニュアル類、梱包材など本体にパッケージされた付属品。ケースやカバー類等。
 - (2) コンピュータプログラム、インプットデータなどのソフトに関する損害。
21. 当社の了解なく他社で修理された場合。
22. 地震、津波、噴火および水害などの、天変地異による損害。

など

第6条（効力の発生および有効契約期間）

1. 本制度は、補償対象商品を購入し、その購入時に加入申込を行い、補償料金をお支払いいただいた事を条件とし、購入した日の商品受取時（加入時）より効力が発生します。
（発送商品の場合は、当社の発送日より効力が発生します。）
2. 事後の加入はできません。
3. 補償期間は加入時より3年とし、補償満了期間は応当日の午後12時までとします。
4. 本制度の加入登録のために発行します「加入者証」は再発行いたしません。当補償ご利用時に必要な書類のため、お客様には大切に保管いただきます。

第7条（補償の終了）

補償対象商品が損害を受け、1回の事故で補償限度額に相当する金額の補償を受けられた場合には、当該補償は損害の発生したときに終了するものとします。この場合、補償料金の返還はいたしません。

第8条（補償対象商品の譲渡）

補償対象商品を第三者に譲渡されるときは、加入証書を同時に引渡された場合に限り、補償対象商品の譲受人が本サービスを継承してご利用いただけるものとします（但し、その場合譲受人は個人に限ります）。

第9条（重複保険）

この補償と重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払が按分されます。ご注意ください。

第10条（サービスご加入金の損害保険充当）

サービスご加入金の一部補償に該当する部分は東京海上日動火災保険株式会社の損害保険料に充当しています。

損害保険契約の取扱代理店および引受保険会社は以下のとおりです。

取扱代理店 セコム保険サービス株式会社 神奈川EX支店

住 所 横浜市西区北幸 2-10-39 日総第5ビル

電話番号 045-316-4662

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 横浜支店営業第二課

住 所 横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア

電話番号 045-224-3632

2011年5月作成